令和６年９月４日

保護者の皆様

龍ケ崎市教育委員会

学校における熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

本市では、市立小中学校において、文部科学省より発出された「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和６年４月　追補版）」等に基づき、暑さ指数（WBGT）が３１以上の場合は運動を行わないこと等として、熱中症事故の防止に努めているところです。

令和６年４月から新たに創設された、「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合の学校の対応について、下記のとおりとすることをお知らせいたします。

保護者の皆様には、今後、熱中症特別警戒アラートが発令された際において、各学校が以下の内容に基づき対応することについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

１　熱中症特別警戒アラートについて

（１）発表基準

茨城県内において、**すべての暑さ指数情報提供地点における翌日の最高暑さ指数（WBGT）が３５に達すると予想される場合**

（２）発表時間

前日午後２時（環境省）

２　熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

（１）屋外運動（体育、部活動等）及び屋外活動は、終日中止とします。

（２）登下校時の児童生徒の体調チェックを行います。

（３）早朝から危険な暑さが予想され、児童生徒の安全を確保する観点から保護者の判断で欠席させる場合、欠席扱いとはしません（保護者がスクリレに入力）。

（４）児童生徒の健康・安全を確保するため、引渡しによる下校を実施する場合があります。

（５）市立小中学校統一で、臨時休業日等とする場合があります。

３　熱中症特別警戒アラートが発令時の対応の流れについて

（１）前日

①環境省から発表（午後２時）

②各学校にて翌日の対応を検討、校内で共有

③検討結果及び登校前の児童生徒の体調チェック依頼を保護者宛にスクリレより通知

（２）当日

①登校時に児童生徒の体調を確認（保護者がスクリレに入力）

②前日の検討結果を基に教育活動を実施

③下校時の児童生徒の体調チェック及び水分補給を指導

④下校時間帯の気温等により下校時刻を遅らせる等の特別な措置をとる場合は、保護者宛にスクリレより通知

４　その他

・　龍ケ崎市において、暑さ指数（WBGT）が３５以上に達すると予想される場合にも、上記のような特別な措置をとる場合があります。